

# Akatake Times

Vol. 7  
(通算 第160号)

早いもので、「Akatake Times」に誌名を変更してから1年が経ちました。  
そろそろこの誌名にも馴染んできた頃でしょうか？  
名前は変わったのに中身は変わらない、などということが無いように、常に新しい試みに  
チャレンジし、充実した内容でお届けできるよう頑張っていきたいと思えます！



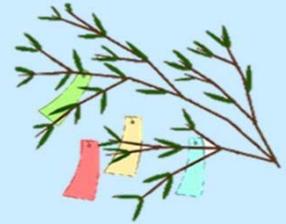
## 『百花繚乱』

### 『今月の表紙』

夏の夜を華々しく彩る打上げ花火。  
次々に咲き乱れる色鮮やかな光輪に、ひととき暑さを忘れて見入ってしまいますね。  
近隣では、熱海海上花火大会が有名です。  
三面を山に囲まれた「すり鉢」状の地形のため、海で上げる花火の音が反響し大きなスタジアムのような音響効果が得られ、日本一の打上げ会場とも言われているそうです。  
この夏の日程は、7/26(日)、7/30(木)、8/5(水)、8/7(金)、8/17(月)、8/23(日)、8/28(金)とのこと。  
さらに、狩野川河川敷でも7/25(土)、7/26(日)に花火大会が開催されます。  
言わずと知れた夏の風物詩、ぜひ皆さん足を運んで堪能してください！

撮影日時：2009年7月26日 撮影場所：狩野川河川敷

## 雑感



「こんにちは！」と明るい声で挨拶されて感激です。  
当社の前の歩道を歩いていたときの事です。  
カバンを背負った学校帰りの中学生らしき女生徒でした。  
どの学校かな、先生は慕われるような指導者だろうな、明るくて会話がはずむ家庭だろうな・・・  
などとその一言の挨拶でいろいろ思いめぐらしてしまおう。  
まったく気持ちがいい。

★さて、選挙権年齢が18歳以上に引き下がる改正公職選挙法が6月19日に公布され、240万人が新たに有権者に加わり、来年2016年夏の参議院選挙が最初の投票となります。  
18歳での権利を若者が勝ち取ったのではなく、与えられた権利に対し、はたして義務を遂行できるのか、はなはだ不安はありますが、決まったのだから前に進むしかないでしょう。  
学校教育では政治の取り組みもしていかなければなりません、  
現状でも先生方は仕事がオーバーフロー状態であります。  
私が評議員を仰せつかっている高校でも何とか仕事量を減らそうとしていますが、減るところか かえって増えてしまっていると聞いています。  
なかなか仕事が整理できない中で、政治教育は実に大変であろうと思います。  
ここは、党派に偏らない民間人に協力をあおいだらどうかと考えています。  
いずれにしても今回の改革が老いも若きもお互いに思いやりをもっていい成果を出してもらいたいと願っていますし、微力ながら自身も何ができるか考えてみたいのです。



★7月2日の新聞記事に掲載された、総務省が発表した1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、日本の人口は前年より271,058人減少。  
人口減は6年連続。  
静岡県内では、自然減が9,569人で全国ワースト5位。  
社会減が7,561人で全国ワースト2位とのこと。  
静岡県は気候も温暖で食べ物も美味しく、観光資源も豊富なので転勤の社命があっても拒否して静岡県に住み暮らしたいと過去にはよく聞いたものですが、そんな話も今は昔の感です。  
抜本的な人口減対策は、出生数を圧倒的に増やすことは言うまでもありません。  
あちらからこちらへ人が移り住み、人口が増えた、減ったと一喜一憂するのではなく、もっと広域的な見地から政策を打ち出していかなければならないでしょう。  
この問題は、中学生、高校生の若者にも大いに関心を持って真剣に考えてもらいたいと思っています。

★7月1日に、1日を1秒だけ長くする「うるう秒」の挿入が実施されました。  
午前8時59分59秒の後に1秒差し込まれ、「8時59分60秒」という表示が各地のデジタル時計で表示されました。  
平日の日中に行われるのは18年ぶりとのことです。  
「うるう年」はもちろん知っていますが、「うるう年」とは関係がないと言われる「うるう秒」は、恥ずかしながら知りませんでした。  
おかげで、うるう秒の仕組みと1秒の大切さを確認できました。



今期も余すところ、7月、8月の2ヶ月です。  
ラストスパートをかけた来季につないでいきましょう。

ご安全に！

代表取締役社長 赤堀 肇紀



そもそもマイナンバー制度ってなに??

マイナンバー制度とは、正式名称を「社会保障・税番号制度」言い、特定の個人を識別するために、**国民一人一人に割り当てられる12桁の数字**のことです。



いつから始まるの??

**2015年10月**から市区町村から個人番号(マイナンバー)が通知されます。  
※補足参照  
**2016年1月**から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでこの個人番号が必要になります。



企業として何をするの??

給与計算、健康保険、厚生年金、税金の手続き等のために、**社員だけでなくそのご家族(扶養親族)全ての個人番号を企業が管理する必要**が出てきます。全社員が制度を理解した上で、取り扱いルールを決めなくてはなりません。そのため、「**セキュリティの強化**」が必要となります。



うちは社員が少人数だから関係ないよね??

企業の規模は関係ありません。  
個人番号を**情報漏洩**したら**法律で厳しく罰せられます**。  
**マイナンバー対策は、全ての企業・団体で必要**です。  
当社でも**マイナンバー対策のための、セキュリティ強化を計画**しています。



～補足～

通知カード

個人番号 ○○○○…○○○  
氏名 ●●● ▲▲▲  
住所 △府○市□区◎町 1-1-1  
生年月日 ○年□月△日 性別 ◇  
発行△年○月◇日 住所地区長名

【マイナンバー通知カード】  
平成27年10月頃より、各市町村が発行し住民票に登録されている世帯全員の分が住民票住所に送付される。表示項目は、マイナンバーと基本4項目。(氏名、住所、生年月日、性別)  
本人確認として使用する場合、このカードのみでは証明できず、免許証等の添付が必要。

個人番号カード

平成27年10月21日 発行 女性  
2028年 2月21日まで有効  
www.mynumber.jp 1524  
サインパネル領域

【マイナンバーカード・表面】  
通知カードを持って各市町村へ出向き、希望者のみに平成28年1月以降発行される。(利便性を高め普及率を上げるよう付加機能検討中)このカードを交付される際に通知カード、住基カードは返納。  
表示項目は、氏名、住所、性別、セキュリティコード及びカードの有効期限(20歳以上は10年。20歳未満は5年)。マイナンバーは表記されない。  
本人証明として使用可能。

個人番号 1234 5678 9012

マイナンバーカードの裏面表示イメージ

【マイナンバーカード・裏面】  
表記項目は、生年月日、マイナンバー12桁(11桁+CD)。マイナンバーのコピーや書き写しは禁止。  
マイナンバーカードをスポーツクラブやレンタルショップにて本人確認として使用する際は、裏面の取り扱いに注意。

内閣府「社会保障・税番号制度 資料」より(抜粋)